# 参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|---|---|
| **論題** | これからの日中韓ＦＴＡ交渉 |
| **著者 / 所属** | 西　あかね / 外交防衛委員会調査室 |
| **雑誌名 / ISSN** | 立法と調査 / 0915-1338 |
| **編集・発行** | 参議院事務局企画調整室 |
| **通号** | 471 号 |
| **刊行日** | 2024-12-10 |
| **頁** | 20-33 |
| **URL** | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20241210.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL　03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

# これからの日中韓ＦＴＡ交渉

西　あかね
（外交防衛委員会調査室）

１．はじめに
２．日中韓ＦＴＡ交渉と貿易関係の概況
３．市場アクセス面の課題
４．ルール面の課題
５．おわりに

## １．はじめに

日本、中国、韓国は、自由貿易協定（ＦＴＡ）が３か国の経済成長と繁栄に貢献するという共通認識[1]の下、2012年11月に日中韓ＦＴＡ交渉の開始を宣言した。これまで16回にわたり交渉会合が開催されてきたが、いまだ具体的な成果は公表されていない。それどころか、交渉会合自体も2019年11月の第16回を最後に途絶えている状況である。

この間、東アジアにおけるＦＴＡ交渉は一気に加速した。米国主導の環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉は、米国を除く11か国[2]で環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＣＰＴＰＰ）が締結される形で実を結んだ。日本と中国で主導権が争われていた東アジア経済統合の試み[3]は、ＡＳＥＡＮとそのＦＴＡパートナー５か国[4]が参加する地域的な包括的経済連携（ＲＣＥＰ）協定に収斂され、日中韓を結ぶ初のＦＴＡが誕生した。

---

[1] 「第５回日中韓サミット　三国間の包括的な協力パートナーシップの強化に関する共同宣言」（2012. 5. 13）

[2] 2017年１月に米国がＴＰＰ協定からの離脱を表明。2024年11月現在、ＣＰＴＰＰの締約国はメキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ。2023年７月16日に加入議定書への署名が行われた英国については、2024年12月15日までに発効する旨英国政府から発表されている。

[3] ＲＣＥＰ協定交渉開始以前は、東アジアにおけるＦＴＡ構想として、中国が提案した東アジア自由貿易圏構想（ＥＡＦＴＡ、ＡＳＥＡＮ＋３）と、日本が提案した東アジア包括的経済連携構想（ＣＥＰＥＡ、ＡＳＥＡＮ＋６）が併存し、それぞれ民間研究が行われていた。

[4] ＲＣＥＰ協定にはＡＳＥＡＮ10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランドの15か国が参加。2024年11月現在、ミャンマー以外の14か国について発効済み。

2024年に入り、停滞していた日中韓ＦＴＡ交渉にもようやく新たな動きが見られた。同年５月27日、約４年半ぶりとなる日中韓サミットがソウルで開催された。サミット終了後に発出された共同宣言には、日中韓ＦＴＡについて、「独自の価値を有する、自由で、公正で、包括的で、質の高い、及び互恵的なＦＴＡの実現に向け、交渉を加速していくための議論を続ける。」との文言が盛り込まれた。日本政府は明言していないが、３か国首脳が日中韓ＦＴＡの交渉を再開することで合意したとも報道されている[5]。

日中韓ＦＴＡを実効性のあるものとするためには、ＲＣＥＰ協定が発効した今、同協定を上回る内容とする必要がある。日中韓サミットと同日に行われたビジネスサミットのスピーチで岸田総理（当時）は、「日中韓３か国の間でＲＣＥＰ協定プラスを目指す」との方針を示した[6]。市場アクセスでは、自動車をはじめＲＣＥＰ協定で中国、韓国側の関税撤廃の対象外となった品目の取扱いが焦点となろう。

市場アクセス以上に注目されているのがルールの内容である。外務省は、「ＲＣＥＰ協定より高いレベルのルールを含める観点からも、引き続き日中韓ＦＴＡの在り方について３か国の間で率直な議論を行っていく」との認識を述べている[7]。この点、日中韓サミット後の多くの報道では、国有企業の優遇や産業補助金といった中国の不公正な貿易慣行の是正を図る日本政府の狙いが指摘されていた[8]。

それでは、日本はいかなる水準を目指して日中韓ＦＴＡ交渉に臨むべきであろうか。外務省は、「いかにＲＣＥＰ協定よりも高いレベルのルールを含めるか」を交渉の焦点としているところ[9]、次なる目標としてはＣＰＴＰＰのルールが想定される。日中韓ＦＴＡにおいてＣＰＴＰＰと同様のルールを中国に適用すれば、ソースコードの移転・アクセス要求の禁止、国有企業への非商業的援助の禁止といった新たな義務を中国に課すことができる。ただし、国際社会ではＣＰＴＰＰにない新たなルールの形成が進められていることも考慮に入れなければならない。例えば、米国と中国の間では、強制的な技術移転を防ぐため、国家による外国投資の支援や指示を禁止する規定が合意されており、これは既存の国際ルールにはない義務である。日米欧三極貿易大臣会合では、ＷＴＯにおける補助金規律を強化するための様々なルールが提案されている。中国の不公正な貿易慣行の是正を図る以上、日中韓ＦＴＡ交渉ではこうした動向を踏まえた新たなルールの導入も視野に入れるべきであろう。国際経済の分断が進む中、中国を巻き込みながらルール形成に係る議論を行うＦＴＡ交渉の意義は大きい。

以上のような問題意識の下、本稿では日中韓ＦＴＡ交渉と貿易関係の概況を紹介した上で、市場アクセス、ルールの両面から日中韓ＦＴＡ交渉の目指すべき方向性を探っていく。市場アクセスに関しては、日本の中国、韓国への輸出総額に占める割合が比較的高い品目

---

5 『毎日新聞』(2024.5.28) 等

6 首相官邸ホームページ「日中韓ビジネスサミット岸田総理スピーチ」(2024.5.27)<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0527speech.html>(本稿におけるＵＲＬの最終アクセス日は2024.11.21。以下同じ。)

7 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号15頁 (2024.5.30)

8 『毎日新聞』(2024.5.28)、『読売新聞』(2024.5.28) 等

9 外務省ホームページ「日中韓ＦＴＡ交渉」(2024.5)<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000264138.pdf>

について、ＲＣＥＰ協定における関税撤廃状況を調査し、日中韓ＦＴＡで譲許を獲得すべき品目を考察する。ルールに関しては、ＲＣＥＰ協定とＣＰＴＰＰのルールを比較し、中国の不公正な貿易慣行を是正しうるルールとはどのようなものか、最近のルール形成の動向にも触れつつ検討する。最後に、日本政府が今後いかなる方針で日中韓ＦＴＡ交渉に臨んでいくべきか若干の私見を加えることとしたい。

## ２．日中韓ＦＴＡ交渉と貿易関係の概況

### （１）日中韓ＦＴＡ交渉の現状

日中韓ＦＴＡは、民間、産官学の共同研究を経て、2012年11月の日中韓経済貿易大臣会合において交渉開始が宣言された。その後、翌2013年３月に第１回交渉会合が開催され、以降16回にわたり交渉会合が重ねられた。具体的な内容は公表されていないが、外務省のホームページによれば、これまで物品貿易、投資、サービス等の幅広い分野について交渉が行われたようである[10]。2019年11月の第16回を最後に交渉会合は途絶えたままとなっているが、2024年５月の第９回日中韓サミットで日中韓ＦＴＡに言及されたことにより交渉が再開するとも目されている。

今般の日中韓サミットにおいて日中韓ＦＴＡが取り上げられた背景には、中国が日本と韓国に対しＦＴＡ交渉の再開を働きかけてきた経緯がある[11]。中国経済は長引く不動産不況等の影響で先行きが不透明な状況にあり、中国は経済の活性化を図るための方策として外国企業の誘致を進めている。中国が日中韓ＦＴＡ交渉の再開を呼びかけたのも、その一環であると考えられよう。

貿易立国である韓国はこれまで積極的にＦＴＡ網を拡大してきたが、日中韓ＦＴＡ交渉については、日本と競合する産業を自由化することにより対日貿易赤字が拡大することを懸念している[12]。日韓間の関税交渉は大きな課題となるが、中国への貿易依存度が高く影響を受けやすいという点で両国は共通の立場にあり、中国の不公正な貿易慣行を是正するというルール面での方向性は共有することができるのではないだろうか。

### （２）貿易関係の概況

日中韓３か国の経済規模を合計すると、2023年の統計値で人口約16億人、国内総生産（ＧＤＰ）約24兆ドルとなり、世界人口の約19.8％、世界のＧＤＰの約22.5％を占めることとなる（図表１参照）。

３か国の貿易関係も緊密である。特に、日本・韓国の中国への貿易依存

**図表１　日中韓の経済規模（2023 年現在）**

| | 人口 | | ＧＤＰ | |
|---|---|---|---|---|
| | | 対世界比 | | 対世界比 |
| 日本 | 1億2437万人 | 1.5% | 4.21兆ドル | 4.0% |
| 中国 | 14億2258万人 | 17.6% | 17.66兆ドル | 16.9% |
| 韓国 | 5176万人 | 0.6% | 1.71兆ドル | 1.6% |
| 合計 | 15億9870万人 | 19.8% | 23.59兆ドル | 22.5% |

（注）四捨五入の関係上、合計値が一致しない場合がある。
（出所）国連“World Population Prospects 2024”及び国際通貨基金（ＩＭＦ）“World Economic Outlook (April 2024)”を基に筆者作成

[10] 同上
[11] 『日本経済新聞』(2024.5.28)
[12] Trilateral Cooperation Secretariat, “2024 Trilateral Economic Report,” July 2024, p.90.

度が高くなっている（図表２参照）。他方、中国の日本・韓国への貿易依存度は高くなく、日本と韓国を合計しても、米国やＡＳＥＡＮへの貿易依存度を下回ることとなる。つまり、日本と韓国が中国に一方的に依存する状況にあると言えよう。

図表２　日中韓の貿易相手国（2023 年現在）

| 順位 | 日本 | 依存度 | 中国 | 依存度 | 韓国 | 依存度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 中国 | 20.0% | 米国 | 11.2% | 中国 | 21.0% |
| 2 | 米国 | 15.1% | 日本 | 5.4% | 米国 | 14.7% |
| 3 | 豪州 | 5.4% | 韓国 | 5.2% | ベトナム | 6.2% |
| 4 | 台湾 | 5.2% | 香港 | 4.9% | 日本 | 6.0% |
| 5 | 韓国 | 5.2% | 台湾 | 4.5% | 豪州 | 4.0% |
| | ASEAN | 15.0% | ASEAN | 15.4% | ASEAN | 14.6% |

（注）依存度は対世界貿易総額に占める相手国との貿易総額の割合を表す。
（出所）財務省貿易統計、中国海関総署の貿易統計、韓国貿易協会のデータベース「K-stat」を基に筆者作成

図表３は2023年現在の日中韓の貿易関係を表したものであり、相手国との輸出・輸入総額と、それぞれに占める割合（構成比）が５％以上の主な品目を例示している。日中貿易で取引される主要品目を見ると、日本は半導体やその製造装置を中国に輸出し、半導体から作られる通信機や電算機類を中国から輸入する構造となっていることが分かる。その他の日中貿易の特徴として、日本から中国へのプラスチックや自動車の輸出額が大きいことが挙げられる。日韓貿易では、鉄鋼、鉱物性燃料、化学製品が輸出入とも盛んに取引されている。また、日本の韓国からの輸入では、食料品の輸入額が構成比５％以上となっている。中韓貿易では電気機械、化学製品、卑金属が主な貿易品目である。なお、卑金属とは貴金属に含まれない金属のことで、中国から韓国への輸出においては鉄鋼、韓国から中国への輸出においては銅の輸出額が特に多い。

図表３　日中韓の貿易関係（2023年現在）

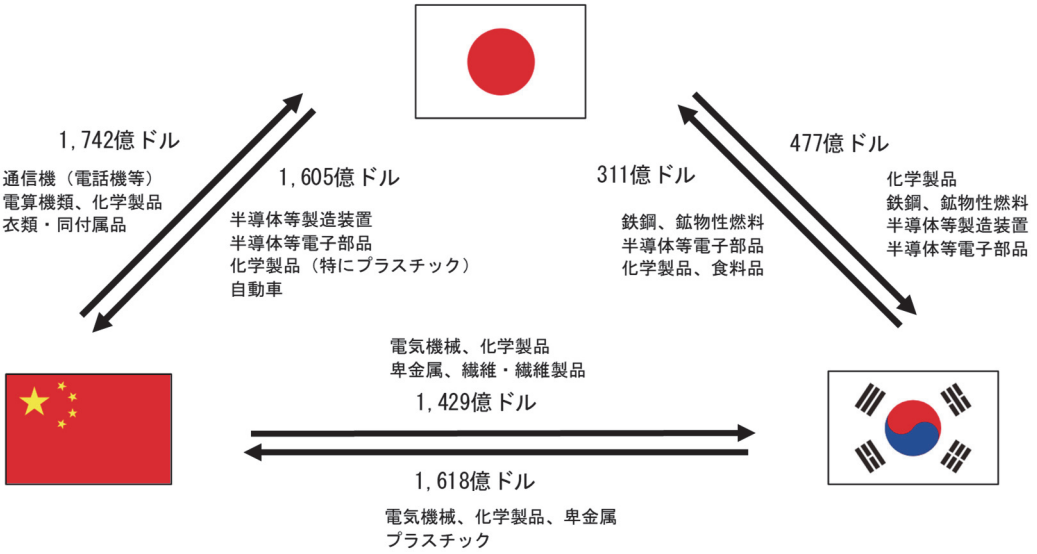


（出所）財務省貿易統計、ジェトロ「ドル建て地域別貿易概況」、中国海関総署の貿易統計、韓国貿易協会のデータベース「K-stat」を基に筆者作成。なお、図中の各貿易額は、日中韓それぞれの輸入統計に基づく。例えば、日本から中国への輸出額1,605億ドルは、中国海関総署の輸入統計に基づいている。

## ３．市場アクセス面の課題

### （１）中国市場、韓国市場へのアクセス

ＲＣＥＰ協定の発効により、対日関税撤廃率はそれぞれ品目数ベースで中国が86％、韓国が83％となった。ただし、中国と韓国の間には既に2015年に中韓ＦＴＡが発効しており、同ＦＴＡにおいては最長20年で中国が91％、韓国が92％の商品の関税を撤廃するとしている[13]。中韓ＦＴＡの関税撤廃率がＲＣＥＰ協定の関税撤廃率を上回っているということは、将来的に日本の商品が関税面で不利になる可能性がある。中国や韓国と同等の競争条件を確保するという観点からも、日中韓ＦＴＡで関税交渉を行う意義は大きいと言えよう。

ＲＣＥＰ協定には、自動車をはじめ日本から中国、韓国への輸出額の大きい品目で、関税撤廃の除外対象となっている品目が多々存在する。以下、中国と韓国における対日関税に着目し、日中韓ＦＴＡで関税撤廃や撤廃時期の前倒しを図るべき品目を考察する。

#### ア　自動車の対日関税

日中韓ＦＴＡの関税交渉のうち、最も注目されているのが自動車の関税撤廃である。自動車は日本の対世界輸出第１位の品目であり、中国、韓国との貿易においても主要な輸出品目の一つである。特に乗用車は、2023年の統計値で日本の対中輸出総額に占める割合が5.3％、対韓輸出総額に占める割合が1.4％となっている。ＲＣＥＰ協定においては、中国、韓国とも乗用車に係る対日関税を関税撤廃の対象から除外しており（図表４参照）、同協定発効後も日本から輸出される乗用車には中国のＭＦＮ税率[14]15％、韓国のＭＦＮ税率８％が適用されている。

**図表４　ＲＣＥＰ協定における自動車の対日関税撤廃状況**

| | 品目 | 即時撤廃 | 11年目撤廃 | 16年目撤廃 | 21年目撤廃 | 除外 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中国 | 自動車 | 該当品目なし | つり上げ荷重が50トンを超える全道路クレーン車、無線通信車、除雪車等 | 貨物輸送用の電動ホイールダンプカー、つり上げ荷重が50トン以下の全道路クレーン車、消防車等 | 該当品目なし | 乗用車等<br>※ただし、一部中国が自主的に引き下げた税率を協定で約束（2018年7月ＭＦＮ税率25%→15%に引下げ） |
| | 品目 | 即時撤廃 | 10年目撤廃 | 15年目撤廃 | 20年目撤廃 | 除外 |
| 韓国 | 自動車 | 該当品目なし | 雪上走行用に特に設計した車両、ゴルフカー | 該当品目なし | 該当品目なし | 乗用車等 |

※貿易統計の発表等の際に使用される概況品目の「自動車」（概況品コード70503）に分類される品目を関税撤廃の時期ごとに例示列挙。

（出所）ＲＣＥＰ協定の中国と韓国の譲許表を基に筆者作成

次に、中韓それぞれの自動車市場の動向を見ていく。

中国市場における日本車のシェアは、2021年以降大幅に下落している（図表５参照）。日本車シェア低迷の要因は、中国市場で日本車が強いエンジン車から電気自動車（ＥＶ）等にシフトしていること、中国車の激しい値下げ攻勢に直面していること等が挙げられ

[13] ジェトロホームページ「中韓と中豪、２つのＦＴＡが発効」（2015.12.28）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/12/0c2473075b78cd87.html>

[14] 最恵国待遇適用国への税率で、ＷＴＯ加盟国に通常適用される税率。

る[15]。こうした中、生産体制を見直す動きが生じており、2024年に入り中国における日系自動車企業の工場閉鎖が相次ぐこととなった[16]。他方、自動車の対中輸出額は、2023年は前年を下回ったものの、依然として高水準にある。さらには、2024年１月から３月の中国の日本からの輸入台数は対前年同期比で63％も増加している[17]。日系自動車企業が中国現地での生産体制の見直しを迫られている現状において、完成車の対中輸出が今後も高水準で推移するならば、日本車シェアの回復を図る上で、中国側の関税を撤廃し、日本輸出の完成車の販売価格を抑えることの重要性は高まってくると言えよう。

韓国輸入車市場（米車、欧州車、日本車）における日本車のシェアは、2020年から2022年にかけて少なくなっている（図表６参照）。これは2019年に韓国で発生した日本製品不買運動に起因したものであると考えられている[18]。このときの不買運動による日本から韓国への全体の輸出総額に与えた影響は限定的であると見られるものの[19]、家計で購入される乗用車は二国間関係の影響を受けやすく、自動車の対韓輸出額にも反映される形となった。日韓関係が改善傾向にある現状において、韓国側の自動車関税の撤廃が実現すれば、韓国市場における日本車の攻勢を後押しすることになるだろう。

**図表５　自動車の対中輸出額と中国市場の日本車シェア**

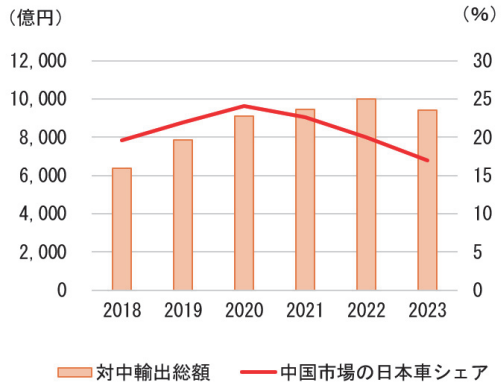


（出所）財務省貿易統計と中国乗用車協会の資料を基に筆者作成

**図表６　自動車の対韓輸出額と韓国輸入車市場の日本車シェア**

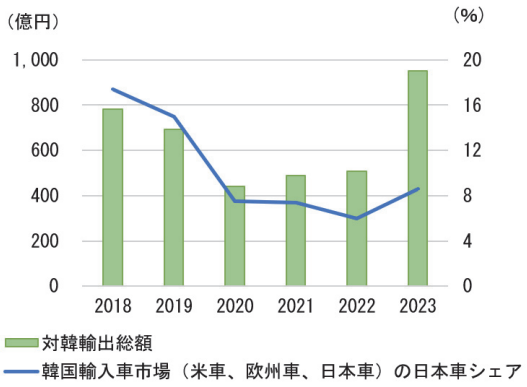


（出所）財務省貿易統計と韓国輸入自動車協会の資料を基に筆者作成

---

15 『日本経済新聞』(2024.7.9)

16 「ホンダは工場閉鎖　日系自動車大手、ＥＶ拡大の中国で生産能力削減」『朝日新聞デジタル』(2024.7.25) <https://www.asahi.com/articles/ASS7T3101S7TULFA00VM.html>

17 「１～３月の輸入車４％減、日本車は６割増」『アジア経済ニュース』(2024.4.25) <https://www.nna.jp/news/2650955>

18 ジェトロホームページ「2023年の韓国の自動車生産・販売台数が好調、輸出額は過去最高」(2024.3.18) <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/0d4951bfa8f1bf04.html>

19 経済産業省ホームページ「経済解析室ひと言解説集『2019年は韓国への輸出が大幅に低下。その要因とは？』」(2020.4.15) <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto_kako/20200415hitokoto.html>

### イ　その他の関税譲許の獲得を試みるべき品目

日本の中国への輸出品目のうち、輸出額が高く、かつＲＣＥＰ協定において関税撤廃の除外対象が多くなっている品目は、自動車の他にプラスチック（2023年の対中輸出総額に占める割合6.2％）がある（図表７参照）。課題として、主要なプラスチック素材であるポリエチレンやポリプロピレンが関税撤廃の除外品目になっていることが挙げられよう。

日本の韓国への輸出品目では、鉱物性燃料（2023年の対韓輸出総額に占める割合5.1％）や有機化合物（同4.8％）に分類される品目で、ＲＣＥＰ協定の関税撤廃の除外対象が多くなっている（図表７参照）。鉱物性燃料については、日本は主に中東諸国より輸入した原油から石油製品を製造し、その一部を他国へ輸出しているところ、韓国の対日関税ではガソリンや灯油といった主要な石油製品が関税撤廃から除外されている。また、有機化合物についても更なる譲許を引き出す余地は大きい。例えば、20年目に撤廃とされているトルエンは、2023年の対韓輸出額が最も大きい有機化合物となっている。こうした品目については、ＲＣＥＰ協定のスケジュールよりも早い時期に関税撤廃を実現することが望ましい。

**図表７　ＲＣＥＰ協定における対日関税撤廃状況の例**

| | 品目 | 即時撤廃 | 11年目撤廃 | 16年目撤廃 | 21年目撤廃 | 除外 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中国 | プラスチック | ポリウレタン、メラミン樹脂等 | 酢酸セルロース製等のシート、フィルム等 | ポリエステル製等のシート、フィルム等 | ポリスチレン、アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン（ABS）共重合体等 | ポリエチレン、ポリプロピレン、多泡性のポリスチレン等 |
| | 品目 | 即時撤廃 | 10年目撤廃 | 15年目撤廃 | 20年目撤廃 | 除外 |
| 韓国 | 鉱物性燃料 | 原油、自動車用エンジンオイル等 | シリンダーオイル、グリース等 | ピッチ及びピッチコークス | 石油アスファルト | ガソリン、灯油、軽油等 |
| | 有機化合物 | メタ-キシレン、エタナール等 | シクロヘキサノール、ブタノン等 | ピリジン、メチルイソブチルケトン等 | トルエン、パラ-キシレン、ベンゼン等 | メタクリル酸のエステル、塩化ビニル等 |

※貿易統計の発表等の際に使用される概況品目の「プラスチック」（概況品コード515）、「鉱物性燃料」（概況品コード3）、「有機化合物」（概況品コード50101）に分類される品目を関税撤廃の時期ごとに例示列挙。

（出所）ＲＣＥＰ協定の中国と韓国の譲許表を基に筆者作成

## （２）日本市場へのアクセス

日本が中国・韓国から更なる譲許を獲得するためには、日本も自国の市場アクセスを改善する姿勢を見せていく必要がある。日本はＲＣＥＰ協定において、中国、韓国に対し工業用アルコール、皮革・履物、石油製品の多くを関税撤廃の対象から除外しているところ、これらの品目の取扱いが注目される。

日本市場へのアクセスで最も大きな課題となるのが農林水産品の貿易自由化である。日本は、自由化が国内産業に及ぼす影響への懸念から、ＲＣＥＰ協定、ＣＰＴＰＰを含めこれまで締結してきたＦＴＡにおいて、農林水産品の関税撤廃の例外を確保してきた。ＲＣＥＰ協定における農林水産品に係る日本の関税撤廃率は、品目数ベースで対中国が56％、対韓国が49％と、ＣＰＴＰＰ締約国への関税撤廃率82％と比較して低い水準に抑制されて

いる。日本は、ＲＣＥＰ協定の全ての締約国に対し、重要５品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）、鶏肉・鶏肉調製品を関税削減・撤廃の対象から除外しており、さらに中国と韓国に対しては、野菜や水産物の多くを除外している。

日本の対中・対韓輸出総額に占める食料品の割合が、2023年の統計値でそれぞれ1.1%、1.0%である一方、中国・韓国の対日輸出総額に占める食料品の割合はそれぞれ4.7%、7.8%であることから、農林水産品の自由化は、日本よりも中国・韓国の方が重視する可能性が考えられる。また、日中韓協力事務局が発行する「2024日中韓三国経済報告書」は、日中韓ＦＴＡ交渉が進展しない理由の一つに、日本が漁業や農業の自由化に消極的である点を挙げている[20]。交渉が再開すれば、日本は中国と韓国からＲＣＥＰ協定を上回る農林水産品の関税削減・撤廃を迫られることが想像される。この点に関しては、日本にとって中国が第２位、韓国が第９位の農林水産品の輸入相手国（いずれも2023年の統計値）であることから国内産業への強い影響も懸念されるところ、日本がこれまで締結してきたＦＴＡと同様、その影響を品目ごとに慎重に精査しつつ自由化を進めていく必要がある。

## ４．ルール面の課題

### （１）ＲＣＥＰ協定とＣＰＴＰＰの比較

ＲＣＥＰ協定とＣＰＴＰＰのルールを比較すると、各分野においてＣＰＴＰＰの方が厳しくなっているケースが多い（図表８参照）。

**図表８　ＲＣＥＰ協定とＣＰＴＰＰの主なルールの比較**

| | ＲＣＥＰ協定 | ＣＰＴＰＰ |
|---|---|---|
| 物品貿易 | ・原産地規則で原産材料の累積のみ認める | ・原産地規則で原産材料と生産行為の累積を認める |
| サービス貿易 | ・ポジティブリストとネガティブリストの国が混在 | ・自由度が高いとされているネガティブリスト |
| 投資 | ・ロイヤリティ規制の禁止<br>・技術移転要求の禁止 | ・ロイヤリティ規制の禁止<br>・技術移転要求の禁止<br>・投資家と国との間の投資紛争の解決手続 |
| 電子商取引 | ・情報の自由な越境移転<br>・データ・ローカライゼーションの禁止 | ・情報の自由な越境移転<br>・データ・ローカライゼーションの禁止<br>・ソースコードの移転・アクセス要求の禁止 |
| 国有企業 | ・規定なし | ・国有企業への非商業的援助の禁止 |
| 労働 | ・規定なし | ・労働法令の施行 |
| 環境 | ・規定なし | ・環境に関する多国間協定の約束を確認 |

（出所）外務省資料を基に筆者作成

ＲＣＥＰ協定がＣＰＴＰＰに比べ自由化レベルが低くルールは緩いと言われる理由として、ＲＣＥＰ協定ではＡＳＥＡＮの後発開発途上国を置き去りにしない「互恵」を目指したことが指摘されている[21]。日中韓のミニラテラルな枠組みの中では、ＲＣＥＰ協定で採用に至らなかったルールの実現が期待できよう。そこで、次なる水準として想定されるのは

[20] 前掲注12
[21] 石川幸一、清水一史「ＲＣＥＰの課題」石川幸一ほか編著『ＲＣＥＰと東アジア』（文眞堂、2022年）204頁

ＣＰＴＰＰのルールである。中国は、2021年９月にＣＰＴＰＰへの加入要請を行い、韓国でもＣＰＴＰＰへの加入要請に向けた議論が進められている[22]。中韓とも関心を寄せるＣＰＴＰＰのルールであれば、日中韓ＦＴＡ交渉の俎上に載る可能性が高いのではないだろうか。

### （２）中国の不公正な貿易慣行の是正

近年懸念が高まっている中国の不公正な貿易慣行として、強制技術移転や産業補助金等が挙げられる。以下、これらの分野につき、既存の中国との枠組みであるＷＴＯ協定やＲＣＥＰ協定のルールを確認した上で、最近のルール形成の動向も紹介しつつ、日中韓ＦＴＡにおいて目指すべき方向性を検討していく。

#### ア　強制技術移転

強制技術移転とは、政府が介入することで発生する非自発的、市場歪曲的な技術移転を指す[23]。政府が企業等に対し直接的に技術移転を要求することもあれば、外国企業や輸入品への差別的措置が結果的に強制技術移転に繋がる場合もある。中国が策定を進めていた政府調達のオフィス機器に関する国家規格案は、まさに後者のケースが懸念された一例である。2022年７月、この規格案に、オフィス機器の全生産工程を中国で行うことを求める内容が含まれているとの報道がなされた[24]。中国での開発・生産に向けて中国国内に技術を提供せざるを得ない場合には、事実上、技術移転が強制されうる可能性が指摘されていたが、2023年８月に公表されたテキスト案では当該規定は削除されていた[25]。

ＷＴＯ協定[26]には、輸入品への差別的措置を規制するためのルールが多く存在する（図表９参照）。例えば、1994年の関税及び貿易に関する一般協定（ＧＡＴＴ）等では輸入品に国内品より不利でない待遇を与える内国民待遇原則が定められ、貿易に関連する投資措置に関する協定（ＴＲＩＭｓ協定）では国内産品の購入・使用を要求するローカルコンテント要求が明示的に禁止されている。また、中国加盟議定書第７条第３項では、政府による物品輸入承認・投資の権利配分が技術移転に条件付けられないことを確保することを規定しており、前述した中国の国家規格案については、これに違反する可能性が指摘されていた[27]。

投資に伴う強制技術移転に関しては、ＲＣＥＰ協定やＣＰＴＰＰにＷＴＯを上回るルールが導入されており、いずれもロイヤリティ規制（ライセンス契約に基づくロイヤリティ支払いに関する特定の対価率等の要求）の禁止や技術移転要求（投資先企業への

---

[22] ジェトロホームページ「韓国産業通商資源部、４月中のＣＰＴＰＰ加盟申請に向けた進捗を説明」（2022.2.24）〈https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/5bc40c7510ec4cea.html〉

[23] 平見健太「いわゆる強制技術移転について―国際ルールの限界と諸国の対応ぶりの変化―」一般財団法人国際経済連携推進センター（ＣＦＩＥＣ）中国研究会（2023.9.15）〈https://www.cfiec.jp/jp/pdf/prp/china-005-hirami.pdf〉

[24] 『読売新聞』（2022.7.3）

[25] 経済産業省通商政策局編『2024年版不公正貿易報告書』36頁

[26] ＷＴＯ協定はＷＴＯ設立協定とその附属書から構成される。この附属書に、1994年のＧＡＴＴ、ＴＲＩＭｓ協定等の各協定が含まれる。

[27] 前掲注25

技術移転や関連情報の開示等の要求）の禁止を定めている。

また、国家の指揮の下行われる外国企業の買収も、大規模な技術移転を生み出す可能性が指摘されている[28]。2020年１月15日に署名された米中の経済貿易協定（第一段階の米中合意文書）[29]ではこれを阻止するため、これまでのＦＴＡには見られない新たなルールが導入された。同協定の第2.1.3条は、政府による外国技術獲得を目的とした対外直接投資活動の支援や指示を禁止しており、中国に対して積極的に義務を課すものとして注目される[30]。この規定の実効性については明らかではないが、仮に強制技術移転を阻止する効果が認められたならば、米中間の国際約束を今後国際ルール化させていくための足がかりとして日中韓ＦＴＡでの導入を検討するのも一案である。

**図表９　強制技術移転に係るルールの例**

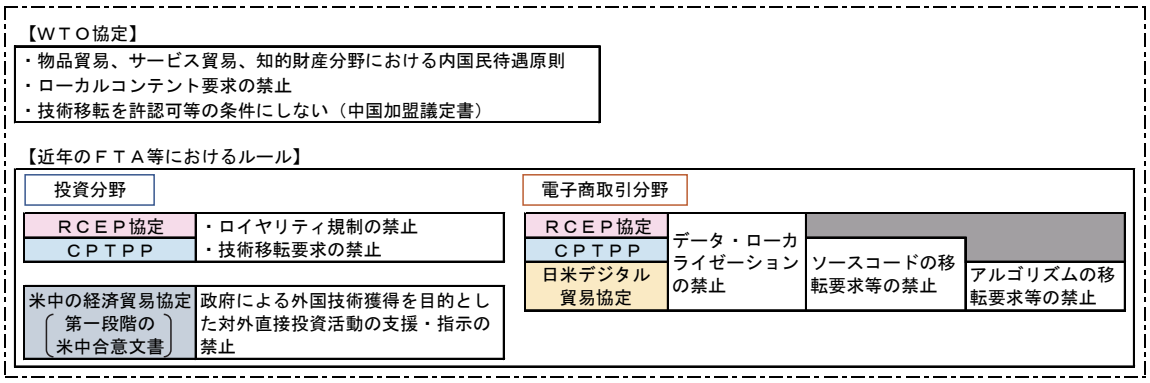


（出所）不公正貿易報告書、外務省資料、米国通商代表部（ＵＳＴＲ）ホームページを基に筆者作成

このほか、強制技術移転に密接に関連する分野が電子商取引である。ＯＥＣＤの報告書では、データ・ローカライゼーション（コンピューター関連設備の自国内における設置要求）やソースコードの開示要求が、技術移転の懸念度が高い措置と位置付けられている[31]。しかし、ＷＴＯにおける議論はいまだ発展途上にある。ＷＴＯで日本は、豪州、シンガポールとともに共同議長国として電子商取引の有志国による複数国間交渉を主導している。2024年７月26日、2019年以来約５年間の交渉を経て、「電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した」旨の共同議長国声明が発出された。このテキストには、電子商取引の貿易円滑化、電子的送信に対する関税賦課の禁止、サイバー

---

[28] 米国通商代表部（ＵＳＴＲ）“Findings of the Investigation into China's Acts, Policies, and Practices related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation under Section 301 of the Trade Act of 1974,” March 22,2018. <https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>

[29] 同協定は2021年12月31日に期限を迎えた。条文はＵＳＴＲホームページ“Economic and Trade Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the People's Republic of China”<https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic_And_Trade_Agreement_Between_The_United_States_And_China_Text.pdf>を参照。

[30] 平見健太「強制技術移転」一般財団法人国際貿易投資研究所（ＩＴＩ）編集発行『ＷＴＯ改革の進展と収斂』（2021.3）44頁 <https://www.iti.or.jp/report_115.pdf>

[31] A.Andrenelli, J.Gourdon and E.Moïsé, “International Technology Transfer Policies,” OECD Trade Policy Papers, No.222, January 24,2019, p.8.

セキュリティや個人情報保護等に関する条文が盛り込まれた。しかし、越境データ流通促進、データ・ローカライゼーションやソースコード開示要求の禁止については、将来の交渉に先送りされることとなった。合意に至らなかった背景として、米国がこれらのルールへの支持を撤回したことが挙げられるが、これにはテック企業[32]の国内規制を難しくするとの声を米国政府が反映した可能性が指摘されている[33]。

他方、近年締結されたＦＴＡでは、それぞれの電子商取引章などにおいて強制技術移転を防止するためのルール形成が進んでいる。ＲＣＥＰ協定ではデータ・ローカライゼーションの禁止が導入され、ＣＰＴＰＰではさらにソースコードの移転・アクセス要求の禁止も導入された。日米デジタル貿易協定においては、ソースコードで表現されるアルゴリズム（問題の解決手順・計算方法）についても移転等の禁止の対象に加えている。

中国の国内法においては、行政機関に暗号化技術の移転要求やソースコードの開示要求を禁じる暗号法（2020年１月１日施行）[34]など、外資系も含め企業の知財を保護するためのルールが設けられている。一方、デジタル３法など自国内のデータが国外へ流出することを規制するための法整備も進められている[35]。デジタル３法とは、サイバーセキュリティ法（2017年６月１日施行）[36]、データセキュリティ法（2021年９月１日施行）[37]、個人情報保護法（2021年11月１日施行）[38]の３つの法律を指し、データ・ローカライゼーション等による規制を定めている[39]。中国は、2021年11月にデジタル経済パートナーシップ協定（ＤＥＰＡ）[40]に加入申請を行うなど、近年電子商取引に係る枠組みに積極的に参加する傾向があるが、日中韓ＦＴＡ交渉においては、デジタル３法をはじめ中国の国内法が日本の志向する電子商取引ルールに合致するものであるかどうか慎重に判断する必要がある。

**イ　過剰生産能力問題と産業補助金**

過剰生産能力問題とは、需要を超えて生産された製品が国際市場において安価に取引されることで、深刻な貿易摩擦が生じてしまう問題である。中国は、不透明な補助金支出を含む大規模な政府支援により、鉄鋼・アルミ産業等において過剰生産を生じさせてきた[41]。近年では、鉄鋼・アルミに加え、電気自動車（ＥＶ）、太陽電池、リチウムイオ

---

32 ＩＴテクノロジーを活用して事業を展開する企業。

33 ジェトロホームページ「米政府、電子商取引に関するＷＴＯ交渉で一部支持撤回、議会や産業界から批判も」（2023.10.30）〈https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/38f62cc7f72c65cb.html〉

34 条文は中国国家暗号管理局ホームページ「中華人民共和国暗号法」〈https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2023-06/04/content_1057225.shtml〉を参照。

35 岩田伸人「米国のデジタル貿易政策の変化と展望」『国際貿易と投資』No.136（2024.6）54、59頁

36 条文は中国中央人民政府ホームページ「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」〈https://www.gov.cn/xinwen/2016-11/07/content_5129723.htm〉を参照。

37 条文は中国中央人民政府ホームページ「中華人民共和国データセキュリティ法」〈https://www.gov.cn/xinwen/2021-06/11/content_5616919.htm〉を参照。

38 条文は中国中央人民政府ホームページ「中華人民共和国個人情報保護法」〈https://www.gov.cn/xinwen/2021-08/20/content_5632486.htm〉を参照。

39 板津直孝「データローカライゼーション規制とデジタル経済の分断－強化される越境データの流通制限－」『野村資本市場クォータリー』25巻２号（2021年秋）151～152頁

40 ＤＥＰＡは2020年６月にチリ、ニュージーランド、シンガポールの３か国で署名された。2024年５月には、韓国が新規で加入している。

41 経済産業省通商政策局編『2024年版不公正貿易報告書』25頁

ン電池といった製品が、新たな中国の過剰生産能力問題の火種となっている[42]。また、政府が主体となる直接的な支援のみならず、国有企業を用いた市場への介入に対しても懸念が示されており、2021年のＷＴＯ対中国貿易政策検討会合（ＴＰＲ）では、「国有企業は、不透明な補助金の主要な受益者かつ提供者であり、過剰設備、歪曲された価格、差別的な行動の原因となっている」との指摘がなされた[43]。

補助金に関しては、ＷＴＯの補助金及び相殺措置に関する協定（以下、「補助金協定」という。）に基本となるルールが存在する（図表10参照）。同協定は、輸出が行われることに基づいて交付される補助金（輸出補助金）や輸入物品よりも国産物品を優先することに基づいて交付される補助金（国内産品優先補助金）を禁止しているほか、補助金の交付先が特定の企業又は産業に限定されている補助金（特定性のある補助金）が他のＷＴＯ加盟国に悪影響を及ぼしている場合、ＷＴＯ提訴や相殺関税の賦課を可能としている。また、ＷＴＯ加盟国に自国の特定性のある補助金について通報する義務を課している。ＲＣＥＰ協定では、貿易上の救済章において補助金協定等に基づく権利と義務を確認しているが、独立した国有企業章や補助金章は設けられていない。

**図表10　補助金に係るルールの例**

【ＷＴＯ補助金協定】

物品貿易において主に以下のルールを規定
・輸出補助金と国内産品優先補助金の禁止
・特定性のある補助金についてＷＴＯ提訴や相殺関税の賦課が可能
・自国の特定性のある補助金に関する通報義務

【近年のＦＴＡにおけるルール】

| | |
|---|---|
| ＲＣＥＰ協定<br>（貿易上の救済章） | ・ＷＴＯ補助金協定等に基づく権利及び義務を確認 |
| ＣＰＴＰＰ<br>（国有企業章） | ・物品とサービスが対象<br>・締約国から国有企業に対する非商業的援助への規制<br>・国有企業等から国有企業に対する非商業的援助への規制 |
| 日ＥＵ・ＥＰＡ<br>（補助金章） | ・物品とサービスが対象<br>・以下の２類型の補助金を禁止<br>①金額・期間の制限なく企業の債務を保証する補助金<br>②経営不振又は支払不能に陥った企業に対する信頼性のある再建計画なしに付与する補助金 |

（出所）不公正貿易報告書、外務省資料を基に筆者作成

ＣＰＴＰＰや日ＥＵ・ＥＰＡには、補助金協定を上回るルールが導入されている。ＣＰＴＰＰでは、国有企業章で国有企業への非商業的援助によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない旨が規定された。これは、補助金協定よりも適用範囲が拡大されたものと評価されている[44]。補助金協定の下では、国有企業が補助金の交付主体となっていた場合、当該補助金を規制対象とするには政府・公的機関による指示・委託を立証する必要があった。他方、ＣＰＴＰＰにおいては、国有企業が国有企業に非商業的

[42] 月岡直樹「中国経済の宿痾たる過剰生産能力－鉄鋼や『新三様』が貿易摩擦の火種に－」『Mizuho RT EXPRESS』(2024.5.9) <https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/research/express/2024/express-as240509.html>

[43] 経済産業省通商政策局編『2022年版不公正貿易報告書』60頁

[44] 経済産業省通商政策局編『2017年版不公正貿易報告書』344頁

援助を行う場合についても規定されているため、当該立証は不要になると考えられる[45]。また、ＣＰＴＰＰの国有企業章は物品貿易のみならずサービスの提供も対象としており、この点でも補助金協定より範囲が拡大されていると言えよう。

日ＥＵ・ＥＰＡでは、補助金協定よりも禁止補助金の範囲が拡大され、金額・期間の制限なく企業の債務を保証する補助金と、経営不振又は支払不能に陥った企業に対する信頼性のある再建計画なしに付与する補助金の２類型が禁止された。なお、日ＥＵ・ＥＰＡでも「補助金を受けるものが物品又はサービスを取り扱っているかどうかについては、問わない」としている。

そのほか補助金の規律強化については、日米欧三極貿易大臣会合における議論が注目される。2020年１月14日、日米欧の貿易担当閣僚は、第７回日米欧三極貿易大臣会合の成果として共同声明を発出した。この共同声明には、既存のＷＴＯルールを強化するための６つの方法について合意した旨明記されている（図表11参照）。図表11の①（以下、本項に記す丸数字は図表11の項目番号を指す。）については禁止補助金を拡大するものである。このルールは前述した日ＥＵ・ＥＰＡのように既に一部のＦＴＡで実装されており、今後他のＦＴＡや貿易協定に拡散し、多数国間化していく潜在性があると見られている[46]。④は、ＷＴＯ加盟国が通報していなかった自国の補助金について他の加盟国から通報（逆通報）された場合に当該補助金を禁止するというものである。通報制度の関連では、2021年の対中ＴＰＲにおいて、中国が本来通報すべき補助金を通報していない旨の指摘がなされていた[47]。このほか、③は過剰生産能力問題、⑥は国有企業による補助金を念頭に置いたものと考えられる。

**図表11　第７回日米欧三極貿易大臣会合（2020.1.14）で合意された既存のＷＴＯルールを強化する方法**

| |
|---|
| ① 補助金協定に定められる禁止補助金に際限のない保証等新たな類型を追加 |
| ② 特定の補助金について交付国が著しい悪影響を貿易又は供給能力に及ぼしていないことを立証しない限り、交付国は当該補助金を直ちに廃止しなければならない |
| ③ 補助金協定に定められる「著しい害」に供給能力を歪める状況を追加 |
| ④ 他の国が補助金を逆通報したときは当該補助金は禁止 |
| ⑤ 補助金交付国の市場以外の価格の使用を含む適切なベンチマークの定め方を規定 |
| ⑥ 「公的機関」の解釈について「政府権限の保有・行使・委任」といった認定条件を不要にする |

（出所）日米欧三極貿易大臣会合共同声明（2020.1.14）を基に筆者作成

これらの日米欧三極貿易大臣会合の提案は、中国の過剰生産能力問題に対処しうるものであるが、あくまで米国、ＥＵ、日本といった立場を同じくする国・地域の中で合意されたものに過ぎず、ＷＴＯのルールとして合意に至ることは容易ではないだろう。まずは、同会合で提案されたルールを多くのＦＴＡに拡散させていくことが重要である。

---

45 経済産業省通商政策局編『2017年版不公正貿易報告書』345頁

46 関根豪政「自由貿易協定（ＦＴＡ）を通じた補助金規律の整備拡張の可能性－ＥＵが締結したＦＴＡにおける動向の分析を中心に－」『フィナンシャル・レビュー』通巻第140号（2019.11）263頁

47 前掲注43

その中でも、当事国である中国が参加する日中韓ＦＴＡに一部でも実装させることができれば、将来的な補助金協定改正への大きな一歩となるだろう。

## ５．おわりに

日本にとって中国は最大の、韓国は第５位の貿易相手国（2023 年現在）であり、日中韓ＦＴＡの実現により貿易障壁の削減・撤廃が進めば、日本が得られる経済的な実益は大きい。ＲＣＥＰ協定が発効した今も関税譲許を獲得する余地は多く残されている（３.参照）。

他方、近年中国の貿易慣行への懸念から、欧米を中心に中国との経済関係を深化させることに対する警戒感が高まっていることも事実である。米国とＥＵは、過剰な補助金に支えられた安価な中国製ＥＶの流入を防ぐため、中国製ＥＶへの関税を相次いで引き上げている[48]。また、2024 年 11 月５日の米国大統領選で再選したトランプ前大統領は、中国からの輸入品に一律 60％の関税を課すことを示唆している[49]。対中規制を強化する欧米と歩調を合わせつつ、日中韓ＦＴＡ交渉を進めていくには、日本として中国の貿易慣行の是正に積極的な姿勢を示す必要があるのではないだろうか。

現在、欧米では、中国の貿易慣行を念頭に置いた新たなルールが盛んに議論されている（４．参照）。これらを国際ルール化するためには、当事国である中国も交えて議論を行うプロセスが必要となる。このプロセスを実行するための交渉の場として、中国が参加するＲＣＥＰ協定、そして中国が加入要請をしているＣＰＴＰＰが候補として想定されるが、参加国が多い分合意形成が難しくなる側面がある。この点、日中韓３か国で構成されるＦＴＡは、ミニラテラルな枠組みの中で中国と交渉することを可能とし、広域ＦＴＡとは異なる役割を果たすことができるだろう。

米国のＴＰＰ復帰が当面望めない中、米国不在の枠組みにおいて、中国の貿易慣行を監視しルールを逸脱する行動に歯止めをかけていく役割は日本にこそ求められる。外務省は、中国のＣＰＴＰＰへの加入について「ＣＰＴＰＰの高いレベルを完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていく意図及び能力があるかについて見極めていく」との考えを示している[50]。日中韓ＦＴＡ交渉においても同様の姿勢で臨むべきであろう。

日中韓ＦＴＡ交渉の当面の課題は、交渉会合の再開と定期的な開催である。日中間、日韓間、中韓間に外交上の課題が山積する今、３か国が対話するチャネルの一つである日中韓ＦＴＡ交渉の重要性は高まっていると言えよう。３か国で未来志向の実務協力を推進させていくためにも、交渉が再開し早期に合意に至ることを期待したい。

（にし　あかね）

---

[48] 米国は2024年９月27日に中国製ＥＶに係る関税率を25％から100％に引き上げた。ＥＵは同年７月５日に中国製ＥＶに対する暫定的な相殺関税措置を、10月30日に最終的な相殺関税措置を発動した。

[49] 『読売新聞』（2024.11.8）等

[50] 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第５号12頁（2024.3.22）